

## (2) 災害時にも支え合えるつながりづくり

- ・日ごろからの見守り活動を推進し、災害時の避難支援にもつなげられるよう支援します。
- ・防災訓練等を通じ、災害時等の要援護者支援の取り組みを強化します。
- ・災害時における要援護者等への配慮（災害時の帰宅困難者対策を含む）について、関係機関等との連携による取り組みを進めます。
- ・災害ボランティアセンターの啓発・災害ボランティアの育成を進めます。

## (3) 地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進

- ・多様な主体とのネットワークを広げ、協力・連携できる関係づくりを進めます。
- ・企業の社会貢献・地域貢献活動との公民連携を進めるとともに、地域福祉の視点をもって取り組めるよう啓発活動や情報提供を進めます。



## 取り組みの柱2 “きめの細かい” 相談・支援の充実

少子高齢化が進み、近隣関係の希薄化が進む中、人々が抱える課題も多様化・複雑化しています。相談・支援には、主に行政が責任をもって環境を整備する公助的な側面から、住民の主体的な活動による共助的な側面まで、対応はさまざまです。

北区では、これまで「まちともサービス」の支え合いによる生活支援サービスの充実等、関係機関との連携により専門的な相談・支援体制の充実を図ってきました。

今後も、社会的に孤立することなく、専門家の助言を受けたり必要なサービスを利用しながら、安心して暮らしていくことができるよう、情報提供を進めます。また、相談体制の充実を図るとともに、支援が必要な時に利用できるよう、効果的・効率的な情報発信を進めます。さらに、制度の狭間や複合的な課題を抱えた人・世帯を支援するため、施策横断的な課題解決に向けた取り組みを進めます。

認知症の早期発見や予防、子育て支援や子どもの貧困対策、虐待防止や権利擁護<sup>\*</sup>、健康寿命の延伸など、社会環境の変化によるさまざまな課題にも取り組み、誰もが安心して地域で暮らし続けるための支援を進めます。

### 【将来イメージ】

- ・ 包括的な相談支援体制が進められている。
- ・ 区内で福祉的な活動が増えている。
- ・ 虐待防止や判断能力が不十分な人への対応が進んでいる。
- ・ 子育て世帯や子ども・青少年が暮らしやすい取り組みが進んでいる。



### (主な取り組み)

#### (1) 相談支援体制の充実

- ・ C S W、S S Wの配置を継続し、包括的な支援の充実を進めます。また、さらなる専門性のスキルアップと新たなネットワークの形成を図ります。
- ・ 地域福祉コーディネーターの配置を継続し、さまざまな研修や情報提供の場を充実し、身近な相談窓口として、機能の強化を進めます。
- ・ 支援者間の気づきを生かし情報共有を充実させ、制度の狭間や複合的な課題を抱えた人や世帯などの包括的な支援を、各種団体や関係機関と連携のもと進めます。
- ・ 支援が必要な当事者へ必要な情報を届けるとともに、支援に必要な情報が多くの区民に行き届く取り組みを強化します。

<sup>\*</sup>権利擁護：判断能力が十分でない方々等の権利の代弁・弁護を行い、安心して生活できるよう支援すること。

## (2) 安心して暮らすことのできる支援の充実

- ・暮らしの中のちょっとした困りごとに対応する住民同士の助け合い、支え合いができる福祉コミュニティづくりを継続して進めます。
- ・区民のさまざまなつながりによって、取り組まれるサロン活動等の支援を通じて、参加者が相談しやすい環境づくりを進めます。
- ・高齢者が健康でいきいきと暮らし続けられるように、ふれあい喫茶等の小地域福祉活動や健康増進活動への支援等を通じて、介護予防の充実を進めます。
- ・在宅で要介護者・障がい者（児）を介護・介助している人が、地域とのつながりを継続できるよう、相談支援機関や事業者等と連携して、介護者のための相談・支援を充実します。
- ・身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいに関する専門機関との連携を強化し、障がい者（児）とその家族への相談・支援の充実を図ります。
- ・さまざまな課題を抱える人の自立を促していくために、当事者の自発的・自主的な活動を支援するとともに、地域において参加できる場づくりを進めます。
- ・認知症の相談窓口の周知により早期発見・早期対応を迅速に行えるよう進めます。また、認知症に関する正しい知識の普及・啓発等により、住民自らの認知症予防の取り組みを継続して進めます。
- ・地域のさまざまな取り組みや相談窓口等の情報を、マンション等と連携し多くの区民へ届けられるよう周知・広報に取り組みます。

## (3) 虐待防止と権利擁護支援の強化

- ・子どもや高齢者、障がい者等に対する虐待の早期発見に向けた啓発に取り組みます。
- ・関係機関が連携して支援できるネットワークづくりを進めます。
- ・認知症・知的障がい・精神障がい等により、判断能力が十分でない方の権利と財産を守るため、成年後見制度<sup>※</sup>や日常生活自立支援事業について周知し、利用者に適した制度の利用促進を図ります。
- ・消費者被害等を未然に防止するため、警察や関係機関等と連携し、効果的かつ適切な情報提供を地域住民等に行うなど、啓発に努めます。

## (4) 子ども、青少年が健やかに育つための支援の充実

- ・子育て中の保護者が孤立することなく、安心して子どもを産み、育てられる地域での取り組みを支援します。
- ・支援の必要な子どもや世帯を適切な機関と連携し支援します。
- ・子育てに関するさまざまな制度や取り組みの充実と情報発信を進めます。



<sup>※</sup>成年後見制度：判断能力が十分ではない人の権利や財産を保護する制度のこと。

## 取り組みの柱3 ふくしのまなび

ふくしのまなびは、取り組みの柱1と2を効果的に進めるうえで大切な土台となります。ここでの「まなび」とは、支援を必要とする当事者が福祉の制度や自らの権利を知ることをはじめ、広く区民の間で福祉への関心と理解を広げることによって支援者や担い手の輪の拡大につなげることと、次の世代を担う子どもたちに早い段階から福祉マインドを育てていくことを進めます。

北区では、子ども、青少年、妊産婦、高齢者、障がい者、要介護認定者や認知症患者といった要配慮者のみならず、誰もが安心して住み続けることができるように、区社協や関係機関が協力し、思いやりの心を育て、ふくしのまなびを伝え、福祉的な活動が進むように努めています。

今後も、誰もが安心して暮らすことができるよう、福祉意識の向上に取り組み、地域福祉への理解を促進するとともに、一人ひとりの人権を尊重し、共生していくことのできる地域づくりを推進します。また、これからの地域活動を推進するための人材の育成・確保の取り組みを進めます。

### 【将来イメージ】

- ・ 区民の地域福祉への関心度が高まり、情報伝達スピードが向上している。
- ・ 地域福祉活動への参加者が増加し、活動が活発に行われている。



### (主な取り組み)

#### (1) 福祉マインド（意識）の向上

- ・ 地域、企業、学校、各種団体との協力や連携による福祉教育を推進します。
- ・ 区役所職員も認知症サポーター養成講座を受講し、認知症に関する理解を深め、認知症の人とその家族が安心して暮らせるよう積極的に取り組みます。
- ・ 地域福祉を推進するための施策や事業について情報発信を強化します。
- ・ 多様な価値観、立場の人が暮らしていることの相互理解を深めるため、互いに知り合う機会づくり等、さまざまな多様性を尊重し、認め合い、ともに暮らす地域づくりを考える場づくりを進めます。
- ・ 地域への関心を高めてもらうとともに、関心のある人に地域福祉に関する情報を提供する等、生活課題について、我が事・丸ごとで受け止め、自発的な活動が推進されるよう取り組みを進めます。

## (2) 福祉人材の育成支援

- ・ ボランティア・市民活動の相談窓口の充実とボランティア活動を推進します。
- ・ 地域の住民が地域福祉活動に参画できる取り組みを進めます。
- ・ 認知症への理解や取り組みを進めている企業や団体が増えていくよう支援します。
- ・ 認知症の人が住み慣れた地域で安心して生活し続けることができる社会の実現、認知症の人にやさしいまちづくりを進めます。
- ・ 誰もが参加しやすい福祉教育・ボランティア学習のプログラムの充実に努めます。
- ・ 近隣の大学・専門学校などと連携し、ボランティア活動への参画を推進します。
- ・ 若年世代のボランティア活動への参加を促進し、同世代が抱える課題の共有や課題解決力を高めていけるよう支援します。

